

株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修（通信）学則

（開講目的）

- 第 1 条 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。

（研修の名称）

- 第 2 条 研修事業の名称は以下のとおりとする。
株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修（通信）

（研修の課程及び形式）

- 第 3 条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通信）
2. 講義を通信の方法によって行う地域は、別紙市町村とする。

（研修会場の所在地）

- 第 4 条 研修会場の所在地は、別紙 1 「株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修（通信）研修会場一覧表」のとおりとする。

（研修履修期間）

- 第 5 条 研修履修期間は、受講開始日より 8 か月以内とする。ただし、やむを得ない理由と認められた場合は、最大 1 年 6 か月以内まで延長することができる。

（講師氏名）

- 第 6 条 研修を担当する講師は、別紙 2 「株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修（通信）講師一覧表」のとおりとする。

（遅刻、早退、欠席の取り扱い）

- 第 7 条 研修開始前に受講生証の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、10 分以上遅刻・早退した場合は欠席とする。

（研修時間数等）

- 第 8 条 研修時間数は、別紙 3 「株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修（通信）カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第 9 条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了試験（5肢択一方式・正誤方式・選択方式）を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

合格＝70 点以上 不合格＝69 点以下

2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、知識と技術の評価テスト（実技チェック試験・一問一答式筆記試験）により評価されること。

また「こころとからだのしくみと生活支援技術」以外については、次の評価がされること。

- ・ 講義については、科目ごとに筆記試験を行い評価されること。
- ・ 演習については、講師による学習理解度の評価されること。

(受講申込手続)

第 10 条 受講申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講申込者は当社指定の申込用紙に必要事項を記入・入力し、郵送・Web により申し込む。
但し、定員に達した場合は受付終了とする。
- (2) 当社は申込内容を確認後、受講料等支払いのための書類を受講申込者宛に送付する。
- (3) 受講申込者は受講料等支払いのための書類到着後、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は受講料納入確認後、教材を受講申込者に発送する。
これをもって受講申込手続き完了とする。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第 11 条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。なお、委託研修等の場合は、その都度募集案内等において定める。

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 受講料 | 88,000 円（税込）（テキスト代含む） |
| (2) テキスト代 | 16,460 円（税込）（受講料に含む） |
| (3) 研修費用以外、自己負担となるもの及び任意の購入品は次のとおり。
交通費、テキスト以外の書籍等(任意購入) | |
| (4) 補講料（知識と技術評価不合格者） | 2回目以降有料 3,148 円／回（税込） |
| (5) 補講料（修了試験不合格者の補講及び再試験） | 初回から有料 3,148 円／回（税込） |
| (6) 修了証明書再交付 | 600 円／1 枚（税込） |

(返金について)

第 12 条 受講申込手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期間内において解約申出を受ける。
解約清算については、次のとおりとする。

- (1) 教材受領後 8 日以内の解約申出であれば「クーリングオフ」を適用し、受講生へ受講料全額の返還を行う。
- (2) クーリングオフ期間を経過したあとに受講契約を解除する場合、原則として受講料の返還は行わない。

ただし、初回通学日の前日までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数料 15,000 円（税込）を除いた受講料 の返還を行う。

（保険加入）

第 1 3 条 株式会社ニチイ学館は、総合賠償責任保険に加入し、この費用に限り株式会社ニチイ学館が負担する。

（研修欠席者に対する補講の実施方法）

第 1 4 条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について研修履修期間内での補講（振替受講）を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。また、補講に係る料金は第 1 1 条の規定により受講者が負担する。

（使用教材）

第 1 5 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

株式会社ニチイ学館オリジナルテキスト

- （1）教材 介護職員初任者研修 テキスト 1～5
- （2）補助教材 学習ガイドブック（質問用紙含む）
 - 介護職員初任者研修 レポート問題
 - 介護職員初任者研修 修了試験問題
 - 介護職員初任者研修 スクーリングノート

（受講取消）

第 1 6 条 次の各号の一に該当する者は、株式会社ニチイ学館の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- （2）学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
- （3）他の受講者の学習を著しく妨げる者
- （4）自力で演習内容を行うことができない者
- （5）その他、当事業者が不適当とみなした者
- （6）受講者自身が、受講継続意志のない者

2 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

（退講）

第 1 7 条 第 1 6 条各号により受講を取り消されるに至った者は、退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する

また、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

（修了者管理）

第 1 8 条 株式会社ニチイ学館は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第19条 株式会社ニチイ学館は、第9条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第3条第1項定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第20条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修(通信) 修了証明書再交付証明願」を株式会社ニチイ学館に提出することで有料にて再交付を受けることができる。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 著作権について、本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対し次のとおり禁止する。
 - ① 著作物の複製・転載・転用・インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。
 - ② 方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。
- (3) 受講対象者は介護に従事することを希望する者であり、16歳以上の演習を含む全ての課程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な者とする。
(ただし、母性保護のため、妊娠している者は除く)

(個人情報管理)

第22条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- (1) 株式会社ニチイ学館は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (2) 受講者については、講義などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または

不当な目的に使用することがないよう受講者から誓約書の提出を求める。

(その他)

第23条 この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、株式会社ニチイ学館が別にこれを定める。

(公表する情報の項目)

第24条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で

(附則)

- 第 1 条 この学則は、平成 25 年 7 月 24 日から施行する。
- 第 2 条 この学則は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。
- 第 3 条 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条 この学則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 第 5 条 この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 第 6 条 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 7 条 この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 第 8 条 この学則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
- 第 9 条 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 10 条 この学則は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 11 条 この学則は 令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 第 11 条 この学則は 令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

株式会社ニチイ学館 介護職員初任者研修（通信）学則

第3条第2項に定める地域は次のとおりとする。

- ・静岡県全域
- ・愛知県地域
(新城市・豊橋市・田原市・豊川市・北設楽郡)
- ・神奈川県西部地域
(足柄上郡大井町・足柄上郡中井町・足柄上郡松田町・足柄上郡山北町・足柄下郡箱根町・足柄下郡真鶴町
足柄下郡湯河原町・小田原市・南足柄市)
- ・山梨県南部地域
(南巨摩郡南部町・南巨摩郡早川町・南巨摩郡富士川町・南巨摩郡身延町・富士吉田市)